

# 給 水 装 置 工 事 施 行 基 準

令和 7 年 4 月

小川町 上下水道課

# 目 次

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 第1章 | 総 則          | 1  |
| 1   | 目 的          | 1  |
| 2   | 定 義          | 1  |
| 3   | 給水装置の種類      | 2  |
| 4   | 給水装置工事の種類    | 2  |
| 5   | 責任分界点        | 2  |
| 第2章 | 給水装置の構造及び材質  | 4  |
| 第3章 | 給水装置の設計      | 6  |
| 1   | 給水装置の設計      | 6  |
| 2   | 基本調査         | 6  |
| 3   | 給水方式         | 7  |
| 4   | 給水管の口径決定     | 7  |
| 5   | メーターの口径決定    | 8  |
| 6   | 管口径均等表       | 9  |
| 第4章 | 作 図          | 10 |
| 1   | 図面の作成        | 10 |
| 2   | 図示方式         | 10 |
| 3   | 図示記号（符号）     | 11 |
| 第5章 | 給水装置工事の申請手続き | 13 |
| 1   | 給水装置工事の申請    | 13 |
| 2   | 記入方法・添付図書類   | 13 |
| 3   | 給水申込負担金      | 14 |
| 第6章 | 給水装置の施工      | 15 |
| 1   | 配管の基本概要      | 15 |
| 2   | 給水管の配管工事     | 15 |
| 3   | 受水槽の設置       | 18 |
| 4   | 土木工事         | 19 |

|     |      |    |
|-----|------|----|
| 第7章 | 完成検査 | 21 |
| 1   | 図面検査 | 21 |
| 2   | 現場工事 | 21 |
| 3   | 検査結果 | 21 |

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 第8章 | 特殊事項         | 23 |
| 1   | 先行管          | 23 |
| 2   | 水道直結式スプリンクラー | 24 |

#### 規程様式

|       |              |    |
|-------|--------------|----|
| 様式第3号 | 給水装置所有者分岐承諾書 | 25 |
| 様式第4号 | 土地（家屋）使用承諾書  | 26 |

#### 参考様式（個別の状況に応じて、誓約内容の文言は適宜変更すること。）

|       |                     |    |
|-------|---------------------|----|
| 参考様式1 | 責任分界点に関する誓約書        | 27 |
| 参考様式2 | 受水槽設置拒否誓約書          | 28 |
| 参考様式3 | 口径拡大拒否誓約書           | 29 |
| 参考様式4 | 水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書 | 30 |

# 第1章 総 則

## 1 目 的

この基準は、小川町水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）及び小川町水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）に基づく給水装置工事の設計及び施行について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、工事の円滑を図ることを目的とする。

## 2 定 義

### (1) 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために、水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。したがって受水槽以下についてはこの基準から除外される。

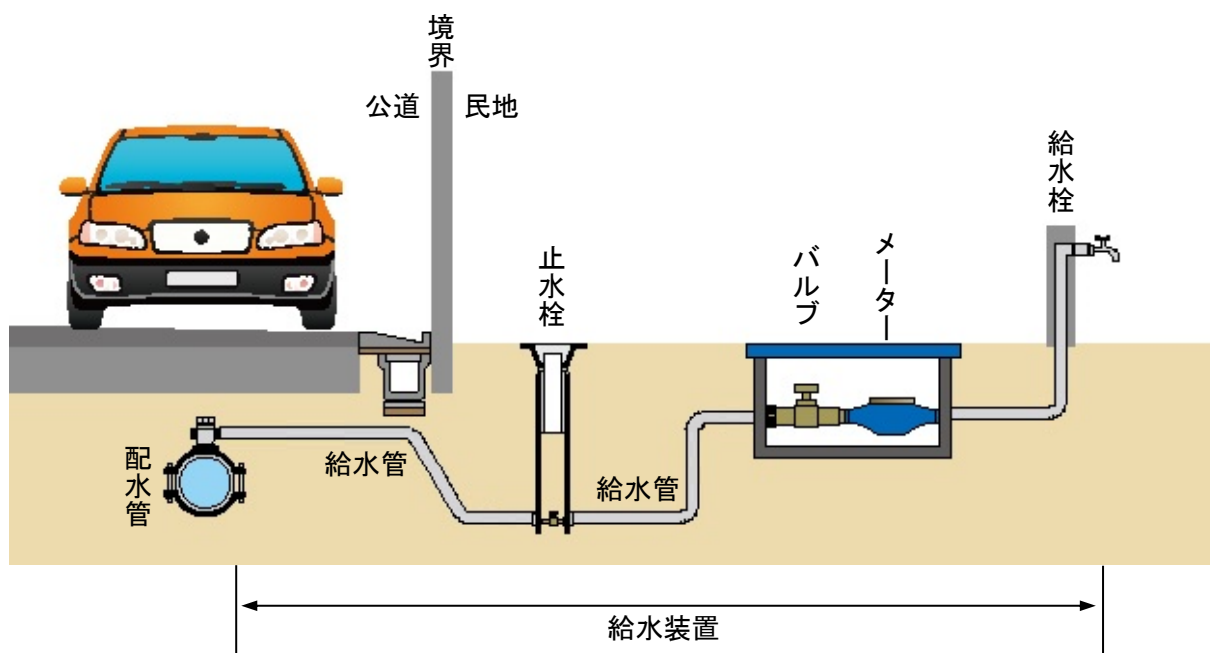
受水槽以下については、水道法にいう給水装置ではないが、使用者の側から考えれば、管理上給水装置と同様に取扱うべきである。

### (2) 配水管

配水管とは、配水池又は配水ポンプを起点として、不特定多数の需要者に供給するために管理者が布設した管路であるとともに、管理者の費用をもって建設、所有、維持及び管理するものをいう。

### (3) 給水管

給水管とは、個別の需要者に水を供給するために、配水管や既設給水装置から分岐して設置される管をいう。



### 3 給水装置の種類

給水装置は次の3種類とする。

- ① 専用給水装置……1戸又は1箇所専用するもの
- ② 共用給水装置……2戸又は2箇所以上で共用するもの
- ③ 私設消火栓……消防用に使用するもの

### 4 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、工事の内容によって次のとおり分類される。

- ① 新設…新たに給水装置を設置する工事
- ② 改造…給水管の増径・減径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事
- ③ 修繕…給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等を修理する工事
- ④ 撤去…給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取外す工事

### 5 責任分界点

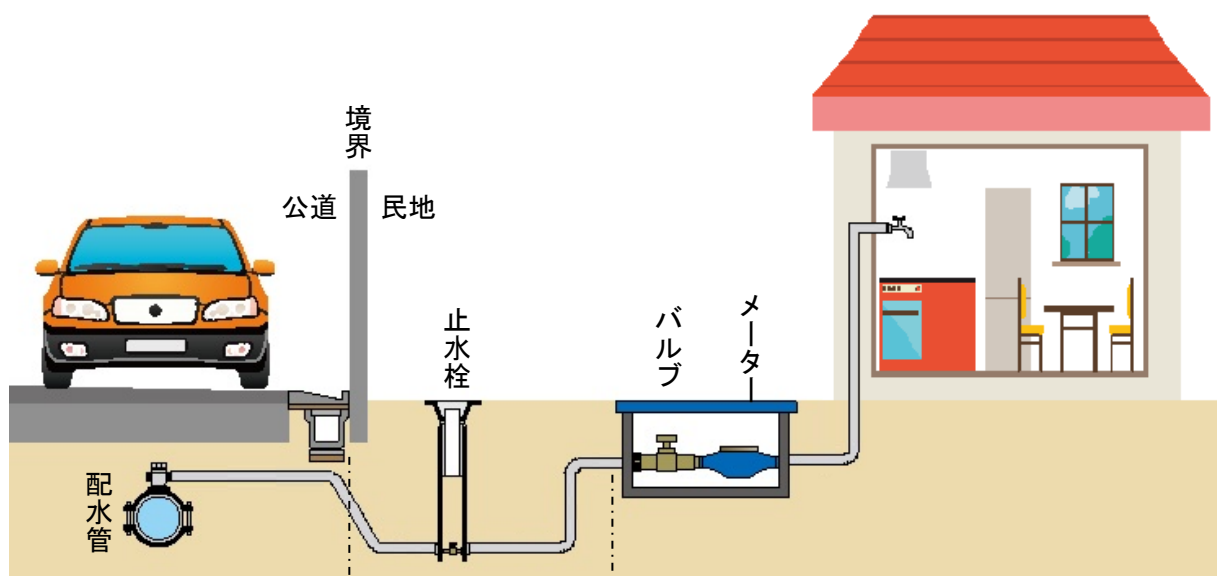
給水装置は所有者の財産（メーターは管理者から貸与）であることから、所有者が維持管理の義務を負うことになる。しかし、個人の管理が困難である公道埋設部分については、管理者へ維持管理を委任することになっている。

したがって、官民境界をもって維持管理上の責任分界点とする。

ただし、メーターより1次側の漏水は、所有者が積極的に修理を行わないことも考えられるため、自然漏水の場合に限り、一定の範囲は管理者が修理を行うこととする。

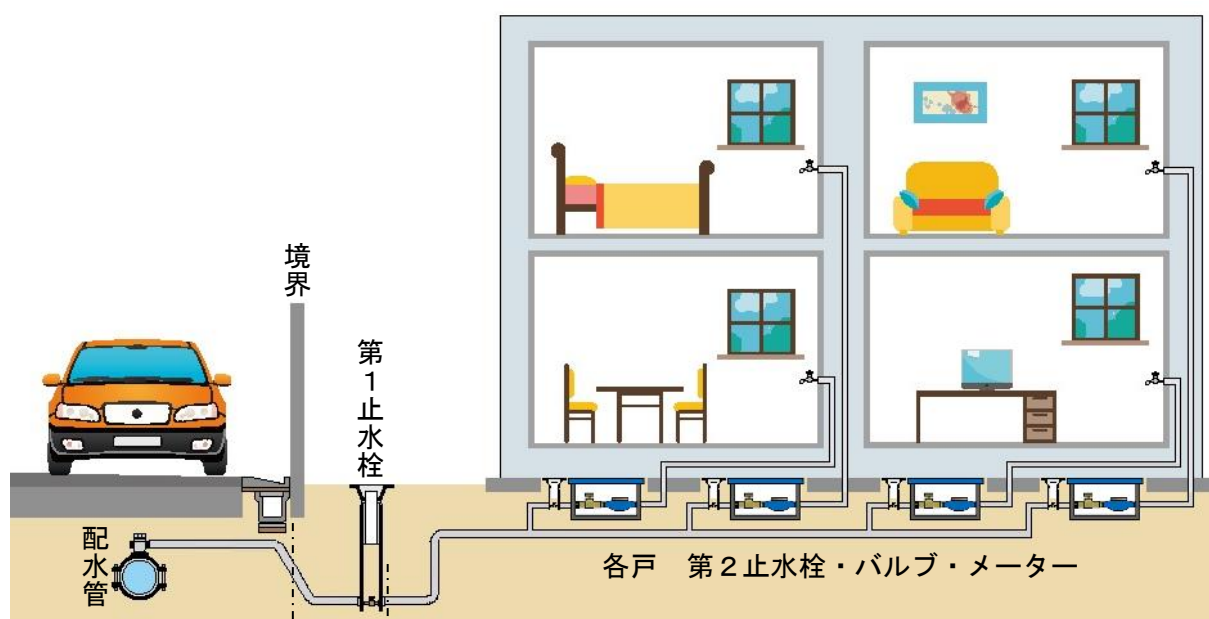
上記の取扱いと異なる箇所を責任分界点とする場合には、責任分界点に関する誓約書（参考様式1）を提出すること。

#### (1) 直結方式（専用給水）の場合



| 責任分界点 | 管理者 | 所有者（使用者）    |          |
|-------|-----|-------------|----------|
| 漏水修理  | 管理者 | 管理者（自然漏水のみ） | 所有者（使用者） |

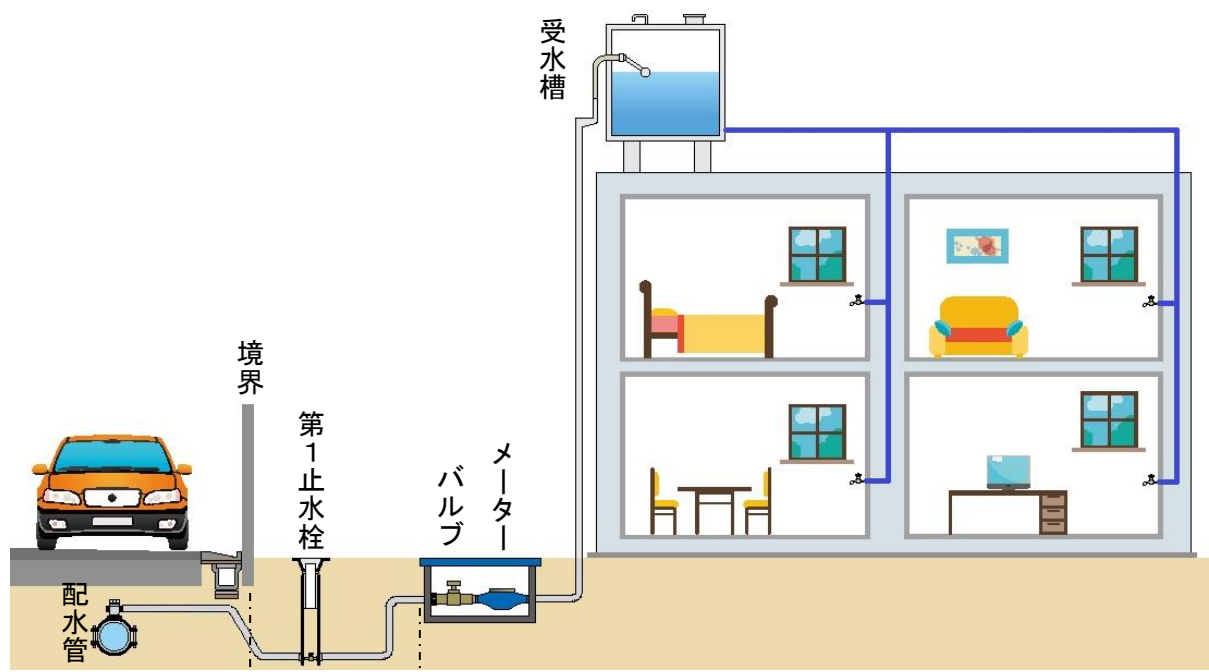
(2) 直結方式（共同又は集合）の場合



|       |     |          |          |
|-------|-----|----------|----------|
| 責任分界点 | 管理者 | 所有者（使用者） |          |
| 漏水修理  | 管理者 | (※)      | 所有者（使用者） |

※管理者（自然漏水のみ）

(3) 受水槽方式の場合



|       |     |             |          |
|-------|-----|-------------|----------|
| 責任分界点 | 管理者 | 所有者（使用者）    |          |
| 漏水修理  | 管理者 | 管理者(自然漏水のみ) | 所有者（使用者） |

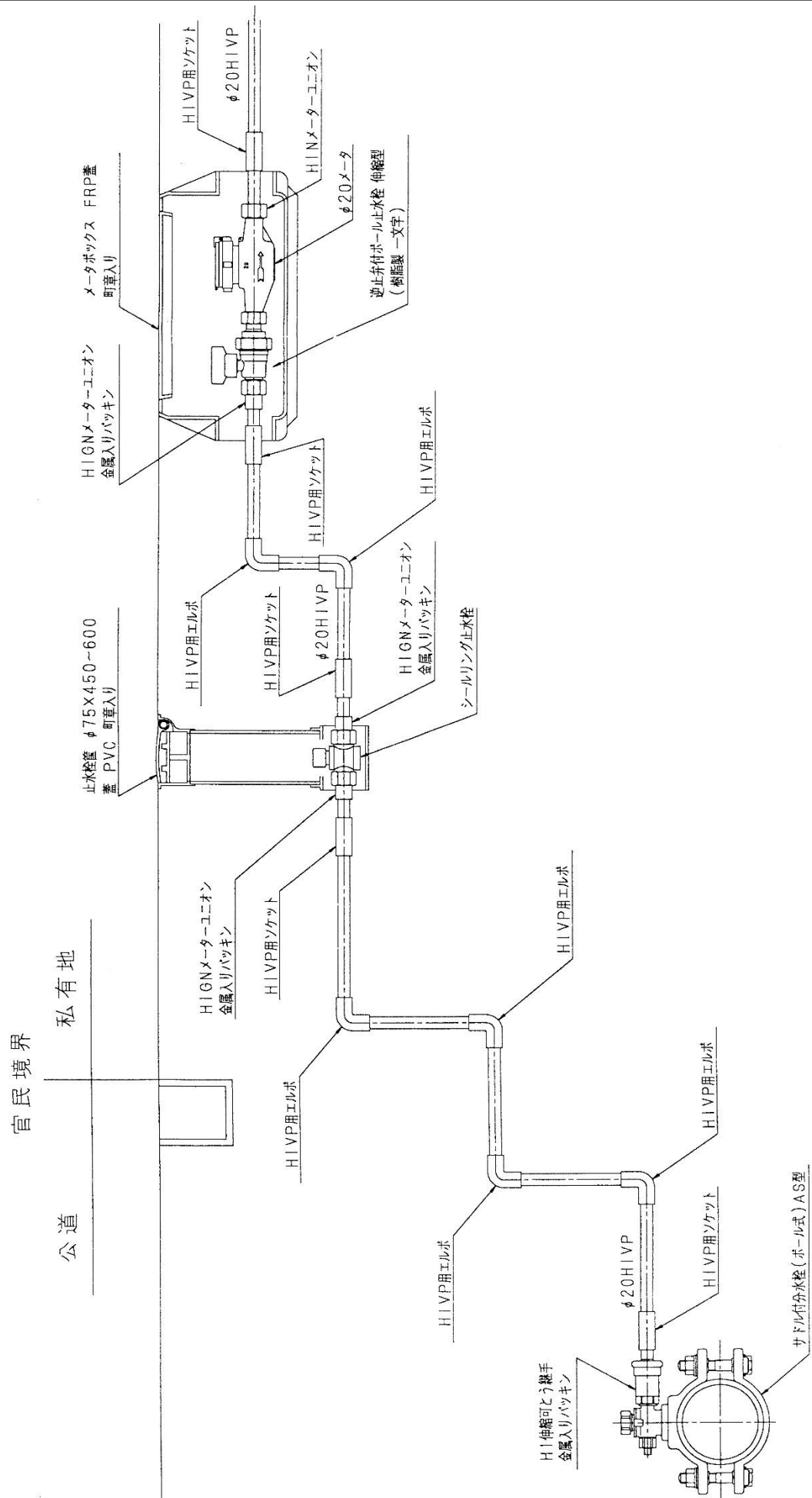
## 第 2 章 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、水道法及び水道法施行令に定める基準に適するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次のとおりとする。

- ① 水道法第 16 条 給水装置の構造及び材質
- ② 水道法施行令第 6 条 給水装置の構造及び材質の基準
- ③ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第 14 号）
- ④ 給水条例第 10 条 給水管及び給水用具の指定
- ⑤ 施行規程第 7 条 給水管及び給水用具の指定

小川町  
津島  
津島  
津島  
津島  
津島



## 第3章 給水装置の設計

### 1 給水装置の設計

給水装置の設計とは、事前調査及び現場調査から給水方式の決定、給水管の口径決定、図面の作成等に至る一切の事務及び技術的措置をいう。設計は、給水装置の基本を決定する極めて重要な事項であることから、以下の点に留意して慎重に行うこと。

- ① 需要者が必要とする水量及び水圧の供給が、安全かつ定常的に維持されること。
- ② 給水装置の構造及び材質については現地に最も適したものを選定し、維持管理が容易で、経済的なもの。
- ③ 給水装置の設置により、配水管等の水質に汚染が生じないこと。

### 2 基本調査

- ① 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。
- ② 基本調査は、計画・施工の基礎になる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるので、念入りかつ慎重に行うこと。標準的な調査項目、調査内容等は下記の表に示す。

調査項目と内容

| 調 査 項 目     |                                         | 調査（確認）場所   |            |     |                 |
|-------------|-----------------------------------------|------------|------------|-----|-----------------|
|             |                                         | 工 事<br>申込者 | 水 道<br>事業者 | 現 地 | その他             |
| 工事場所        | 土地所在地表示（町名、丁目、地番等）                      | ○          |            | ○   |                 |
| 計画使用水量      | 使用目的、使用人員、延床面積、取付水栓数                    | ○          |            | ○   |                 |
| 既設給水装置の有無   | 所有者、設置年月、形態（単独・連合）、口径、管種、布設位置、使用水量、水栓番号 | ○          | ○          | ○   | 所有者             |
| 屋内・屋外の給水管状況 | 給水管の布設位置、止水栓・水道メーターの位置、給水栓・給水用具の位置及び数量  | ○          |            | ○   |                 |
| 配水管の布設状況    | 口径、管種、埋設位置及び深度、仕切弁の位置、消火栓の位置、配水管の水圧     |            | ○          | ○   |                 |
| 道路の状況       | 種別（公道・私道）、道路管理者、幅員、舗装の有無、舗装別（厚さ・路盤）     |            |            | ○   | 道路管理者           |
| 各種埋設物の有無    | 種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、埋設位置及び深度           |            |            | ○   | 埋設物管理者          |
| 施工環境        | 時間的制約の有無（昼・夜）、関連工事                      |            |            | ○   | 埋設物管理者<br>所轄警察署 |

|               |                              |   |   |   |       |
|---------------|------------------------------|---|---|---|-------|
| 既設給水管からの分岐の場合 | 所有者、給水戸数、口径、布設位置、既設建物との関連    | ○ | ○ | ○ | 所有者   |
| 受水槽方式の場合      | 受水槽の容量及び構造、設置位置、点検口の位置、配管ルート | ○ | ○ | ○ |       |
| 承諾書の取得確認      | 分岐の承諾、私有地使用の承諾、その他利害関係者の承諾   | ○ | ○ |   | 利害関係者 |
| 誓約書の取得確認      | 口径拡大拒否の誓約、受水槽設置拒否の誓約等        | ○ | ○ |   |       |

### 3 給水方式

#### (1) 直結方式

- ① 配水管に給水能力が十分にあるもので、原則2階までの給水とする。
- ② 直結増圧式給水は認めない。
- ③ 先太配管は認めない。但し、 $\phi 13\text{mm}$ の給水管に $\phi 16\text{mm}$ のヘッダー管の使用は特例として認める。
- ④ 配水管の水圧が高く、給水用具に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、水道メーター（以下「メーター」という。）の2次側に減圧弁を設置することができる。

#### (2) 受水槽方式

- ① 原則として3階以上に給水する場合。
- ② 高台地等で、水圧が不十分であり、所要の水圧及び水量が確保できない箇所への給水の場合。
- ③ 一時的に多量の水を必要とする事務所等で、その付近への給水に支障を及ぼす恐れがある場合。
- ④ 管理者が実施する配水管整備事業等の工事に伴う断水、減水、減圧時に使用者がその事業又は営業に支障をきたし、当該作業実施が困難であると判断する箇所への給水の場合。（例 病院、グループホーム、飲食店、ホテル、スーパー、工場等）
- ⑤ 上記のほか、管理者が必要と認める場合。
- ⑥ 受水槽の設置を行わず、工事（給水）申込者の都合により直結方式による給水を希望する場合には、受水槽設置拒否誓約書（参考様式2）を提出すること。

#### (3) 直結・受水槽併用方式

一つの建物内で、直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するもの。

### 4 給水管の口径決定

給水管の口径決定に当たっては、配水管の水圧、給水場所の高低、給水管の損失水頭、給水戸数等を総合的に判断して計画使用水量を供給できる大きさにすること。

## 5 メーターの口径決定

(1) メーター口径の決定は、下記のとおりとする。

| 水栓数     | 対応するメーター (mm) |
|---------|---------------|
| 1 ～ 5   | 13            |
| 6 ～ 10  | 20            |
| 11 ～ 18 | 25            |
| 19 ～ 35 | 30            |

ア 大規模な直結直圧式給水（φ40mm以上）の場合は、付近の給水に支障をきたす恐れがあるため、受水槽式給水を考慮し、流量計算等を行い、管理者と事前に協議すること。

イ 計画使用水量がメーター型式別流量範囲を超える恐れがあるときは、管理者と事前に協議すること。

ウ 工事（給水）申込者の都合により、管理者が決定したメーター口径より小さいメーター口径を設置したい場合は、口径拡大拒否誓約書（参考様式3）を提出すること。

ただし、2段階以上小さいメーター口径となる場合、既存の給水装置の水栓数が変わらない場合、水圧低下等の支障が明らかな場合等については、口径拡大拒否は認めないものとする。

(2) メーターの口径（小口径に該当）に対し使用基準量（月間使用水量を参考とする）を超える場合、検針水量の損失を防ぐため電子メーターの設置を管理者と協議する。

（受水槽撤去による小口径のまま直結給水となる場合）

| メーター口径 (mm) | 月間使用水量【m <sup>3</sup> ／月】 |
|-------------|---------------------------|
| 13          | 100                       |
| 20          | 170                       |
| 25          | 260                       |
| 30          | 420                       |
| 40          | 420                       |

## 6 管口径均等表

給水管の管口径均等数は、略式計算式から求められる下表を参考とする。

$$N = (D / d)^{2.5}$$

N : 枝管の数 (均等管数)

D : 主管の口径 (幹線)

d : 枝管の口径 (支線)

小数点第一位を繰り上げ

| 枝管口径<br>(mm)<br>主管口径 (mm) | 13  | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 |
|---------------------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 13                        | 1   |    |    |    |    |    |    |     |
| 20                        | 3   | 1  |    |    |    |    |    |     |
| 25                        | 6   | 2  | 1  |    |    |    |    |     |
| 30                        | 9   | 3  | 2  | 1  |    |    |    |     |
| 40                        | 17  | 6  | 4  | 3  | 1  |    |    |     |
| 50                        | 29  | 10 | 6  | 4  | 2  | 1  |    |     |
| 75                        | 80  | 28 | 16 | 10 | 5  | 3  | 1  |     |
| 100                       | 165 | 56 | 32 | 21 | 10 | 6  | 3  | 1   |

- (1)  $\phi 25\text{mm}$ の主管は $\phi 13\text{mm}$ の枝管6本分相当の水量を流す。即ち、 $\phi 25\text{mm}$ 管1本と $\phi 13\text{mm}$ 管6本とは流量において等しい。但し、等水圧の場合であり、高台、給水管延長距離の長い場合は、ウエストン公式による損失水頭を考慮し、口径を決定すること。
- (2) 枝管の口径は、メーターの口径ではなく、主管から分岐している口径とする。
- (3) 専用給水装置で、現在 $\phi 13\text{mm}$ の枝管が設置されている場合、将来の増径を見込み、計算上は $\phi 20\text{mm}$ として取り扱うことが望ましい。

## 4 作 図

### 1 図面の作成

図面は給水する家屋等への給水装置の布設状況等を図示するものであり、維持管理のための必須の資料である。したがって、明確かつ容易に理解できるものであること。

#### (1) 図の種類

##### ① 案内図

給水（申込）家屋及び付近の状況の位置を図示したもの。

##### ② 平面図

道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。

##### ③ 立面図

給水装置のみを対象とし、平面図で表現できない配管状況等を立体的に図示し、口径、管種及び延長等を記入したもの。

##### ④ 詳細図

平面図及び立面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。

#### (2) 文字・記号

文字は明確に書き、色は黒色とする。記号は別表に示す。

#### (3) 縮尺

平面図… 1 / 100 ～ 1 / 200 程度とし、縮尺フリーの場合は給水装置間の寸法を記入すること。

立面図… 1 / 100 ～ 1 / 100 程度とし、縮尺フリーも可とする。

#### (4) 単位

口径… ミリメートル（mm）（単位記号はつけない）

延長… メートル（m）（単位記号はつけない）

#### (5) 方位

方位は原則北を上とする。やむを得ず変更する場合は、方位記号を明示する。

#### (6) 図面

平面図、立面図は「給水工事申込書」、「給水装置工事完成届」の裏面に書くこととする。これによりがたいときは、別紙に記入し添付する。

### 2 図示方式

#### (1) 平面図

平面図には次の内容を記入する。

- ① 建物の形状、大きさ、間取り
- ② 道路の公私の区分、幅員、歩車道の区分、舗装区分及び側溝等
- ③ 申請地の隣地境界線、官民境界線
- ④ 配水管・給水管の口径、管種及び延長
- ⑤ 止水栓、メーター及び給水用具の取付け位置
- ⑥ 既設管等の布設状況

- ⑦ 2階以上の必要箇所
- ⑧ その他必要事項

## (2) 立面図

立面図は給水装置のみを対象とし、次の内容を記入する。

- ① 平面図に記入済みのものも主要なもの全て
- ② 高低差の確認が必要な建物や布設状況
- ③ その他必要事項

## (3) 詳細図

平面図及び立面図の一部が混み入って、作図が困難な場合必要に応じて縮尺の変更の  
よる拡大図等により図示する。

## (4) 連合管

連合管については、全配管図を一覧できるように平面図、立面図を記入する。

## (5) 管の色分け

- ① 新設給水管…赤
- ② 既設給水管…黒（点線）
- ③ 撤去給水管…黒（実線）
- ④ 配水管…黒（太線）

## 3 図示記号（符号）

種別記号

| 管 種                   | 表示記号   | 管 種                | 表示記号 | 管 種        | 表示記号 |
|-----------------------|--------|--------------------|------|------------|------|
| 硬質塩化<br>ビニルライニング鋼管    | SGP-V  | 硬質ポリ塩化<br>ビニル管     | VP   | ダクタイル鋳鉄管   | DIP  |
| 耐熱性硬質塩化<br>ビニルライニング鋼管 | SGP-HV | 耐衝撃性硬質<br>ポリ塩化ビニル管 | HIVP | 鋳鉄管        | CIP  |
| ポリエチレン粉体<br>ライニング鋼管   | SGP-P  | 耐熱性硬質<br>ポリ塩化ビニル管  | HTVP | 鉛管         | LP   |
| 塗覆装鋼管                 | STWP   | ポリエチレン二層管          | PP   | 亜鉛めっき鋼管    | GP   |
| ステンレス鋼鋼管              | SSP    | 架橋ポリエチレン管          | XPEP | ポリエチレン複合鉛管 | PEPb |
| 銅管                    | CP     | ポリブテン管             | PBP  | 石綿セメント管    | ACP  |

管径記号

| 名称         | 記号      | 名称         | 記号          |
|------------|---------|------------|-------------|
| φ 5 0 mm以下 | -----   | φ 2 0 0 mm | — - - —     |
| φ 7 5 mm   | —————   | φ 2 5 0 mm | —< - - >—   |
| φ 1 0 0 mm | — - - — | φ 3 0 0 mm | — - - - —   |
| φ 1 5 0 mm | —< - >— | φ 3 5 0 mm | —< - - - >— |

給水用具等の図示記号

| 名称   | 図示記号 | 名称      | 図示記号 | 名称           | 図示記号 |
|------|------|---------|------|--------------|------|
| 仕切弁  |      | 防護管     |      | 消火栓<br>(地下式) |      |
| 止水栓  |      | 逆流防止弁   |      | 消火栓<br>(地上式) |      |
| バルブ  |      | 口径変更    |      | ドレーン         |      |
| メーター |      | 管種変更    |      | 井戸           |      |
| 管の交差 |      | フランジ 接合 |      | ポンプ          |      |
| キャップ |      | 受水槽     |      | 空気弁          |      |
| ヘッダ  |      |         |      |              |      |

給水栓類の符号（平面図）

| 種別            | 符号 | 種別  | 符号 |
|---------------|----|-----|----|
| 給水栓<br>(一般用具) |    | その他 |    |
| 水栓柱           |    | 散水栓 |    |

給水栓類の符号（立面図）

| 種別                  | 符号 | 種別                | 符号 | 種別                 | 符号 |
|---------------------|----|-------------------|----|--------------------|----|
| 一般用具<br>(給水栓類)      |    | 一般用具<br>(シャワーヘッド) |    | 一般用具<br>(フラッシュバルブ) |    |
| 一般用具<br>(ホースリールタップ) |    | その他               |    | スプレーリンスヘッド         |    |

## 第5章 給水装置工事の申請手続き

### 1 給水装置工事の申請

- (1) 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申請をし、その承認を受けなければならない。
- (2) 主任技術者が、給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の完成検査を受けなければならない。
- (3) 主任技術者は、給水装置が構造及び材質が基準に適合していること及び管理者が指定する材料及び工法であることを確認して申請を行うこと。
- (4) 負担金及び手数料が必要な場合は、申請時に納入すること。なお、金額が多額等の事由により申請時の納入が難しい場合には、振込による納入も可とする。
- (5) 道路工事、道路占用等が必要となる給水装置工事の場合は、当該道路工事、道路占用等の申請に必要な図書類を添付すること。

### 2 記入方法・添付図書類

#### (1) 給水装置申込書

|            |                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 申込場所       | 給水装置の設置場所。複数の番地にまたがるときは、代表地番を記入                         |
| 申込者（住所）    | 給水装置の所有者の現住所、氏名を記入                                      |
| 使用者（住所）    | 水道料金を負担する者の住所、氏名を記入                                     |
| 給水管所有者分岐承諾 | 私設管（連合管）より分岐又は口径拡大する場合に記入（複数になる場合は「規程様式第3号」）            |
| 土地（家屋）使用承諾 | 給水装置の工事場所が申込者と異なる土地（家屋）に布設・設置する場合に記入（複数になる場合は「規程様式第4号」） |
| 給水装置代理人    | 給水装置の所有者が町内に居住しない場合であって、管理者が必要と認めたときは、町内に居住する代理人を記入     |
| 給水設置使用材料表  | 設計最終段階での配水管等の取出口から宅内までの全ての材料を記入                         |

※氏名は署名又は記入及び押印

給水装置申込書に必要な図面

|     | 直結直圧式  |        | 受水槽式 |                |
|-----|--------|--------|------|----------------|
|     | 一次側    | 二次側    | 一次側  | 二次側            |
| 平面図 | 必須     | 必須     | 必須   | 必要に応じて<br>(※2) |
| 立面図 | 必要に応じて | 必要に応じて | 必須   | 必要に応じて<br>(※2) |

(2)給水装置工事完成届

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 申込場所・申込者（住所） | 原則、給水装置工事申込書と同じ     |
| 使用者（住所）      | 水道料金を負担する者の住所、氏名を記入 |
| 給水設置使用材料表    | 実際に使用した全ての材料を記入     |

給水装置工事完成届に必要な図面

|     | 直結直圧式 |     | 受水槽式 |                |
|-----|-------|-----|------|----------------|
|     | 一次側   | 二次側 | 一次側  | 二次側            |
| 平面図 | 必須    | 必須  | 必須   | 必要に応じて<br>(※2) |
| 立面図 | 必須    | 必須  | 必須   | 必要に応じて<br>(※2) |

※1 新規に止水栓、サドル分水栓を布設する場合、又は撤去する場合はオフセットを記入すること。

※2 共同住宅等で受水槽以降に各戸に水道メーターを設置し、料金徴収を希望した場合、必須とする。

(3) 道路工事、道路占用

町道占用協議書 1部、案内図、平面図、断面図、埋戻組成図 各3部

② 保安管理図 3部

### 3 給水申込負担金

| 口径区分       | 負担金の額（税抜）        |
|------------|------------------|
| φ 1 3 mm   | 1 箇所につき 80,000 円 |
| φ 2 0 mm   | 〃 170,000 円      |
| φ 2 5 mm   | 〃 314,000 円      |
| φ 3 0 mm   | 〃 595,000 円      |
| φ 4 0 mm   | 〃 1,147,000 円    |
| φ 5 0 mm   | 〃 1,700,000 円    |
| φ 7 5 mm   | 〃 4,250,000 円    |
| φ 1 0 0 mm | 〃 7,225,000 円    |

- (1) 給水装置（メーター）の増径に伴う給水申込負担金の額は、増径前と増径後それぞれの口径区分による額の差額とする。
- (2) 給水装置を減径した場合は、減径前と減径後それぞれの口径区分による額の差額は返金しない。
- (3) 給水装置の移設（移設前と移設後で所有者が同一であるときに限る。以下同じ。）に伴い、口径が増減する場合には、第1号及び第2号の規定を準用する。
- (4) 給水装置の移設に伴い、給水装置の数に変動がある場合には、移設前と移設後それぞれ

れの給水申込負担金合計額を算出し、その差額に不足があるときは当該差額を給水申込負担金の額とし、過剰であるときでも差額は返金しない。

- (5) 給水装置を廃止した場合は、納入済の給水申込負担金は返金しない。

## 第6章 給水装置の施工

### 1 配管の基本概要

- (1) 給水管の内部に土砂及び雑物が残らないように十分清掃すること。
- (2) 公道部分に埋設する給水管の周囲は良質な砂（再生砂を除く）をもって埋戻し、管を保護しなければならない。
- (3) 給水管は水質保持のため、当該給水装置以外の水管とその他の設備を直接連結してはならない。
- (4) 汚染水が配水管に逆流する危険のある器具及び装置については、逆流防止装置を取付けること。
- (5) 管の露出部分には、防食及び防寒の保護を施し、クリップバンド等で固定し、管が振れないようにすること。
- (6) 空気溜りを生じる恐れがある場所には、空気弁を設置すること。
- (7) 配管中には停滞箇所を生じさせないこと。
- (8) 配管完了後は必ず使用前に管内の洗浄を行うこと。

### 2 給水管の配管工事

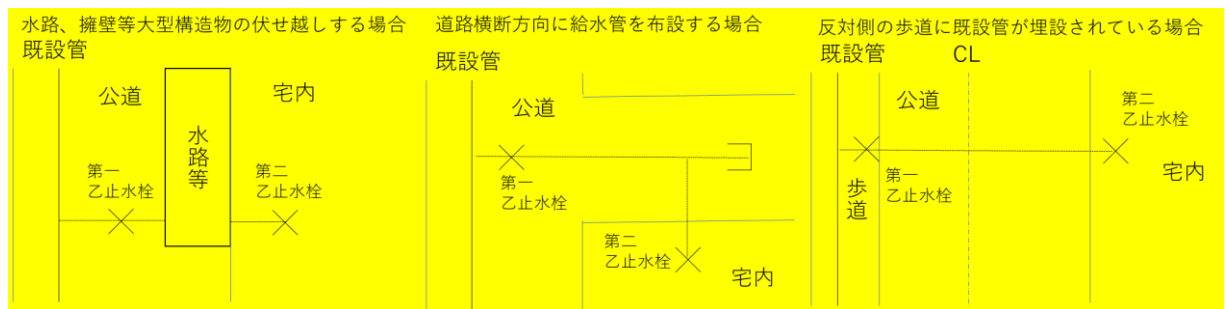
#### (1) 給水管の分岐

- ① 給水装置の分岐引込みは、1 給水装置について1 分岐箇所（使用場所の一建物へ給水する引き込み管は原則1 本）からを原則とする。  
ただし、共同（集合）住宅等にあつては、1 給水装置を「住宅棟全体」として取り扱うことができる。
- ② 給水管の口径は、その給水装置による水栓数等を考慮して決定することとするが、原則として量水器と同口径とする（φ 13mmを除く）。共同（集合）住宅や配水管から給水装置の末端まで距離がある場合は、管理者と協議すること。
- ③ 分岐可能な口径は、配水管（分岐される管）の口径より小さなものとする。
- ④ 配水管からの分岐は、原則サドル付分水栓とし、伸縮可とう継手（ろくろ継手）を使用すること。サドル付分水栓が使用できない場合は管理者と協議すること。
- ⑤ サドル付分水栓の組み付け状況の確認のため、穿孔前に耐圧試験（0.75Mpaを1分間）をサドル付分水栓から乙止水栓間を行うこと。  
ただし、やむを得ない場合は、サドル部のみの耐圧試験とする。
- ⑥ 配水管への分岐装置の取付口の位置は、他の分岐装置の取付口の位置から30cm以上離して施工すること。
- ⑦ 分岐装置と、分岐しようとする配水管の継手との間隔は、施工後の維持管理を考慮して、50cm以上離して施工すること。

- ⑧ 配水管の管末から給水管の分岐は、1 m以上離れなければならない。
- ⑨ 異形管、交差点の制水弁範囲内からの分岐はしてはならない。
- ⑩ 铸铁管穿孔口には防食コア（外面ゴム被覆コア）を挿入すること。
- ⑪ 給水管の増径及び給水工事の所有権を移す際に、既存の私設管で給水対象がいなくなった場合、サドル分水栓にて止水すること。給水装置の所有権を小川町内の別の使用場所に移転する場合または引き込み管の増径等により水道管を撤去する場合は分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすること。

## (2) 給水管の配管（乙止水栓まで）

- ① 管材は、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管等を使用し、継手はそれぞれの管材に見合うものを使用すること。
- ② 給水管の分岐方向は配水管に直角として、直線的な配管施工をしなければならない。
- ③ 配水管から50 cm以上は、配水管に水平に施工し、立ち上げてはならない。
- ④ 給水管の埋設深度は、道路管理者の指示によるが、一般的な町道の場合は土被り80 cmを基本とし、国県道については、道路管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 分岐装置から宅地まで距離がある（概ね15 m以上）場合は、管理者と協議し、公道上に止水栓を設置すること。設置例を以下に示す。



- ⑥ 側溝等横断するときは、構築物の下に布設する。やむを得ず上越配管となる場合は、水路管理者と協議のうえ立ち上がり部及び横断部分には、ステンレス管又はライニング鋼管を鞘管として使用し、防食テープ及び保温材等で保護すること。
- ⑦ 他の埋設物とは、30 cm以上離して布設すること。但し、鋼管等の鞘管を使用する場合は、管理者と協議すること。
- ⑧ 特殊構築物を横断又は近接する場合は、管理者と協議すること。
- ⑨ 宅地内における乙止水栓（仕切弁）の設置については次のとおりとする。
  - ア 設置位置は、道路境界より1～2 mとし、深度は45 cm以上とすること。
  - イ 乙止水栓の1次側は、原則道路境界より50 cm以上入ってから立ち上げ、その後50 cm以上の直管を保った後に、乙止水栓を設置すること。
  - ウ 止水栓はφ13～φ25 mmは「シールリング止水栓」、φ30 mm・φ40 mmは「外ねじ式一文字右開き仕切弁」、φ50 mm以上について「ソフトシール内ねじ右開き仕切弁」を使用すること。
  - エ φ40 mm以下の止水栓筐の蓋の向きは、必ず流入側に開口部が向くように設置すること。
  - オ 共同（集合）住宅等の場合は、宅地内に第1止水栓（親止水栓）を設け、さらに各

戸・各棟ごとに止水栓を設置すること。

- ⑩ 宅地内における乙止水栓までの給水管については、管下（床砂）10cm、管上20cmを良質な砂（再生砂を除く）で埋戻しをすること。
- ⑪ 自家水道（井戸）として利用していた配管を給水装置に切り替える場合、あらかじめ管理者と協議すること。

### (3) メーターの設置

- ① メーターは、1給水装置に1個の設置を原則とする。（同一敷地内の建物につき1給水引き込み）共同（集合）住宅等、2戸以上の独立した建物においては、各戸・各棟にメーターを設置することができる。
- ② メーターボックスの場所は、なるべく宅地内の乙止水栓に近い位置で、検針業務やメーターの取替え作業が容易な場所にする。
- ③ φ13～φ40mmのメーター手前に「逆止弁付ボール止水栓」を取付けること。**新規設置する際は1次側を上水ねじ、2次側を都型ねじ（金門ねじ）にすること。**
- ④ **メーターソケットは当町で採用している都型ねじ（金門ねじ）を使用すること。**
- ⑤ 受水槽を設置する場合は、原則受水槽の手前にメーターを設置すること。  
中高層住宅の受水槽式給水において、申込者が各戸検針、各戸料金徴収を希望したときは、受水槽以降にメーターを設置できる。その場合、受水槽1次側の親メーターの設置については、管理者と協議すること。
- ⑥ 常時水道を利用する見込みがあるにも関わらず、受水槽を設置せず直結給水を希望する場合には、メーターバイパスユニットの設置を検討し、管理者と協議すること。

### (4) 宅地内（メーターの2次側）

- ① 使用する材料（管及び用具）は、「第2章 給水装置の構造及び材質」で定めた給水管及び給水用具が満たすべき項目に適合したものを使用すること。
- ② 給水管の布設は、埋設を原則とし、深度は30cm以上とすること。
- ③ 他の埋設物とは、30cm以上離して布設すること。
- ④ 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。
- ④ 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により、漏水時の修理を容易に行えるようにすること。
- ⑤ 汚染のおそれのある施設に近接しないこと。

### 3 受水槽の設置

#### (1) 容量（有効水量）

次の表を参考に、計画1日使用水量を決定し、計画1日使用水量の4/10～6/10日分を基準とし、容量を計算する。

建物種類別単位給水量・使用時間・人員表

| 建物の種別           | 単位給水量<br>(1日当たり)                        | 使用時間<br>(h/日) | 備 考                       |
|-----------------|-----------------------------------------|---------------|---------------------------|
| 戸建て一般住宅         | 200～400 L/人                             | 10            | 居住者1人当たり                  |
| 集合住宅            | 200～350 L/人                             | 15            |                           |
| 独身寮             | 400～600 L/人                             | 10            |                           |
| 官公署・事務所・会社      | 60～100 L/人                              | 9             | 在勤者1人当たり                  |
| 工場              | 60～100 L/人                              | 操業+1          | 食堂等は別途加算                  |
| 総合病院            | 1500～3500 L/床<br>30～60 L/m <sup>2</sup> | 16            | 設備内容により詳細に検討する            |
| ホテル全体<br>ホテル客室部 | 500～6000 L/床<br>350～450 L/床             | 12            | 設備内容により詳細に検討する            |
| 喫茶店             | 20～35 L/客<br>55～130 L/m <sup>2</sup>    | 10            | 店舗面積には厨房面積を含む<br>便所等は別途加算 |
| 飲食店（レストラン）      | 55～130 L/客<br>110～530 L/m <sup>2</sup>  |               |                           |
| 給食センター          | 20～30 L/食                               |               |                           |
| デパート・スーパー       | 15～30 L/m <sup>2</sup>                  | 10            | 延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり   |
| 学校（プールを除く）      | 70～100 L/人                              | 9             | （職員+生徒）1人当たり              |
| 図書館             | 25 L/人                                  | 6             | 常勤者分は別途加算                 |
| 医院・診療所          | 外来 10 L/人                               | 4             |                           |
|                 | 職員 100～120 L/人                          | 8             |                           |
| 保育園・幼稚園         | 児童 50 L/人                               | 6             |                           |
|                 | 職員 100～120 L/人                          | 8             |                           |
| 老人施設            | 入所者 400 L/人                             | 10            |                           |
|                 | デイサービス 300 L/人                          |               |                           |
|                 | 職員 100 L/人                              |               |                           |
| 公会堂・集会所         | 20 L/人                                  | 8             |                           |

#### (2) 設置位置

- ① 受水槽の設置位置は、換気がよく、管理が容易な場所で、し尿浄化槽、汚水枡等に隣接しないこと。
- ② 受水槽の天井、底、側面の点検に必要な空間を設けて設置すること。

### (3) 構造及び材質

- ① 受水槽は、ＳＵＳ製、ＦＲＰ製、鉄筋コンクリート製等の水質に悪影響を与えない材質を使用し、完全な水密性を保つ構造にすること。
- ② ボールタップ等の流入弁は水撃防止具等の緩衝器を使用し、メーターや他の器具に損傷や付近にウォーターハンマー等が起こらないようにすること。
- ③ 修理又は清掃用に必要なマンホール（内径６０ｃｍ以上）及びステップを取付けること。
- ④ マンホールは外部から、有害なものが入らない密閉式とし、蓋を鍵で閉めること。
- ⑤ オーバーフロー管や通気管は埃や衛生上有害なものが入らない構造とすること。
- ⑥ 排水管（水抜き管）を設け、排水する際に汚水等が逆流しない装置を施すこと。
- ⑦ 給水口は、オーバーフロー管の口より十分に距離を保ち、給水口に接しないようにすること。
- ⑧ 受水槽手前にドレーンを設置すること。

## 4 土木工事

### (1) 掘削工事

- ① 施工にあたっては、事前に道路関係（道路管理者及び所管警察署長）等の許可を得て、その道路使用許可等の条件を遵守して適正に施工、かつ、事故防止に努めなければならない。
- ② 公衆及び工事中の安全を計るため、所定の道路標識、工事標示板、照明などを整備して工事に臨むこと。
- ③ 施工にあたっては、騒音、振動等の対策について付近住民と事前に十分な打ち合わせを行い、協力と理解を得たうえで、施工時間及び機械の選定等考慮しなければならない。
- ④ 道路を掘削する場合は、即日埋戻しができる作業範囲とし、掘削のまま放置してはならない。
- ⑤ 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部への影響がないように、カッター等を使用して、周囲は方形、切り口は垂直になるように丁寧に切断すること。
- ⑥ 掘削方法については、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。
- ⑦ 工事を施工するには、関係設計書及び各種許可証を必ず携帯すること。
- ⑧ 地下埋設物を管理する関係者に必要に応じて立会いを求め、確認のうえ施工すること。
- ⑨ 工事施工によって生じた建設発生土及び建設廃棄物等は、工事施工者が責任を以って適正、かつ、速やかに処理すること。
- ⑩ 工事中、万一事故等が発生した場合は、臨機応変な処理を行うとともに、直ちに関係機関に報告し、指示を受けること。
- ⑪ 他の埋設物及び建造物を損傷した場合は、直ちにその埋設物及び建造物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。

## (2) 埋戻し・路面復旧

- ① 道路内の埋戻しは、道路管理者に指示された土砂を用いて十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。
- ② 締固めは、振動コンパクター、タンパ等で隅々までよく固める。特に管の周囲は注意すること。
- ③ 湧水等がある場合は、ポンプ等により排水を行ったあと埋戻すこと。
- ④ 仮復旧は埋戻し後、直ちに行わなければならない。
- ⑤ 舗装道路の仮復旧は、道路管理者の指示に従うこと。(町道については常温合材可)
- ⑥ 舗装道路の本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装材質及び形状は、道路管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 区画線及び道路標示類は、原形復旧すること。
- ⑧ 非舗装道路の復旧は、道路管理者の指定する方法により路盤築造等を行い、在来路面となじみよく仕上げること。

## 第7章 完成検査

完成検査とは、図面検査及び現場検査をいう。

現場検査の3日前までに工事の日程に合わせ、主任技術者が管理者あてに給水装置工事完成届を提出する。（原則として現場検査日は火・木曜日とする。）

### 1 図面検査

主任技術者より提出された給水装置工事完成届を基に、図面の不備や構造材質基準適合品の使用の確認及び数量等に相違がないことを確認する。

### 2 現場検査

工事を行った給水装置全てを対象に検査を行うが、受水槽を設置している場合は、受水槽まで行う。

- ① 耐圧検査は、水圧テストポンプを使用し、1.75Mpaを1分間保持し、漏水の有無を確認する。なお、耐圧検査は以下の条件を満たす場合、写真の提出により省略することができる。
  - ア 1.75Mpaの耐圧を掛けている水圧テストポンプとストップウォッチあるいはそれに相当する機能を持った機器を撮影すること。
  - イ 撮影は計測前、計測後それぞれ行い、1分間の計測を写真により確認できるようにすること。
- ② 水圧計を使用し、蛇口等で水圧（常圧）の値を確認する。
- ③ 宅地内の給水用具で残留塩素の検出を確認する（0.1ppm以上）。
- ④ 配管検査
  - ア 延長、給水用具等の位置が竣工図と相違がないことを確認する。
  - イ 立ち上がり箇所の防食及び防寒の状態を確認する。
  - ウ 上水道以外の装置と直結（クロスコネクション）していないことを確認する。
  - エ 宅地内の埋設管の深さを確認する。
- ⑤ 機能検査は、通水後各給水用具から放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水口動作状態などについて確認する。
- ⑥ 受水槽を設置している場合は、構造に問題がないかを確認する。

### 3 検査結果

#### (1) 合格

検査の結果、完成図と施工されたものと整合されていると確認され、給水装置として適していると認められた場合は、検査合格となり工事完了となる。

#### (2) 不合格

検査の結果、完成図と施工されたものが整合されていないと確認され、給水装置として不適切であると判断された場合で、軽微な手直しで不適切な箇所が改善されるときは、その場で指示し処理をする。大幅な改善を要するときは、不適切な箇所を改善したのち、

再度検査を受けること。完成図に誤りがある場合は、訂正して再提出する。

### **(3) 給水停止**

検査の結果、給水装置の構造及び材質の基準に適合していないことが判明した場合や、完成検査を拒んだ場合は給水を停止する。

## 第8章 特殊事項

### 1 先行管

先行管とは、将来給水戸数が増加すると思われる地域及び給水が予想される箇所に、小川町水道受託工事取扱要綱（以下「受託工事取扱要綱」という。）に基づき施工する管をいう。公道中に複数の給水管が埋設されることは、維持管理上支障がある。従って、給水需要相応分の先行管を布設することにより、給水管の維持管理を容易にするとともに、公道の掘削を減少することができる。

- ① 申請者から給水の事前協議を受けた場合、現地を確認のうえ、将来の予測を考慮し、先行管（整理統合管も含む）布設の要否を検討する。

管理者が先行管の布設が必要であると判断したときは、申請者は、受託工事取扱要綱第3条の規定に基づき工事を申し込むこと。

- ② 工事は、給水条例第9条及び受託工事取扱要綱第6条の規定に基づき行うこと。

- ③ 申請者は、給水装置の新設に要する費用（申請者が希望する口径を布設する工事費）（以下「工事費用」という。）を受託工事取扱要綱第7条及び第10条の規定に基づき工事費用を納入すること。

- ④ 先行期間（先行管を布設してから経過した期間）が次の期限を経過したものについては、先行管として取り扱わない（負担を求めない）。

また、先行期間が次の期限内であっても、片送り状態が解消した時点で先行管として取り扱わない。

| 先行管口径    | 期 限 |
|----------|-----|
| φ 40mm以下 | 15年 |
| φ 50mm   | 10年 |
| φ 75mm   | 2年  |

- ⑤ 布設された先行管を利用して、期限内に新たに給水装置を設置する場合は、③と同様に算出した工事費用（工事費については布設年度の設計単価）を納入すること。

ただし、消費税を除いた設計額が25万円を超える場合は、超過分の50%を管理者が負担するものとする。

※ 民間の開発行為については適用しない。

※ 先行管は管理者の所有になるため、分岐承諾は求めない。

※ 先行管の期限が経過しても、管理者が先行して取り出した給水管（本管工事に付随して取り出した給水管）については、給水申込み時に工事費用（工事費については布設年度の設計単価）を納入すること。

※ φ 100mm以上は先行管として馴染まないため、管理者による単独事業又は開発行為で対応する。

※ 埋設状況を確認の上、給水管を整理統合する場合も先行管と同様に扱うものとする。

## 2 水道直結式スプリンクラー

平成19年6月に公布された「消防法施行令」の一部改正により、小規模社会福祉施設等に対しスプリンクラーの設置が義務づけられ、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められた。設置に関しては、以下の事項を遵守すること。

- ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置は、消防署の所管であるため、事前に所管消防署と協議を行い、スプリンクラーヘッドの数と放水量の指示を受けること。
- ② スプリンクラーヘッドを取り付ける際には、先に配管と給水栓用ソケットを接合（ノリ付）し、接合部の接着剤が十分に乾燥していることを確認した後に、給水栓用ソケットとヘッドをねじ込み接合すること。（簿冊：埼玉県保健医療部生活衛生課 平成27年9月9日生衛第348号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について（通知）」を確認する）申請時には、施工業者へ上記のことを十分に周知すること。
- ③ スプリンクラー各栓の必要放水量は15ℓ/分（火災予防上支障があるとみとめられる場合にあっては30ℓ/分）以上の放水量が必要であること。また、最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は合計の放水量は60ℓ/分（120ℓ/分）以上確保する必要がある。
- ④ 設備の設計は、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定していることを使用者に周知すること。
- ⑤ 設備は、消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- ⑥ 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- ⑦ 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置が行われていること。
- ⑧ 特定施設水道連結型スプリンクラーのうち、水道直結式スプリンクラーを設置する場合は、参考様式4（水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書）を提出すること。
- ⑨ 必要に応じて点検等のために、管の末端にドレーンを設置する。

## 給水装置所有者分岐承諾書

令和      年      月      日

小川町水道事業 小川町長 宛て

給水場所      小川町

給水申込者      住 所

氏 名 ㊞

給水装置所有者又は使用者（承諾者）

住所 氏名 ㊞

住所 氏名 ㊞

住所 氏名 ㊞

住所 氏名 ㊞

住所 氏名 ㊞

住所 氏名 ㊞

本給水装置工事施工のため、給水管（既設連合管）から口径\_\_\_\_\_ミリメートルで分岐することを承諾します。また、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

なお、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって本内容を継承します。

## 土地（家屋）使用承諾書

令和 年 月 日

小川町水道事業 小川町長 宛て

給水場所 小川町

給水申込者 住 所

氏 名 ⑩

土地（家屋）所有者（承諾者）

住所 氏名 ⑩

住所 氏名 ⑩

住所 氏名 ⑩

住所 氏名 ⑩

住所 氏名 ⑩

住所 氏名 ⑩

本給水装置工事施工のため、私所有の下記の土地（家屋）に給水装置を設置して使用することを承諾します。また、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。

なお、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって本内容を継承します。

土地（家屋）の表示

小川町 番地

## 責任分界点に関する誓約書

令和 年 月 日

小川町水道事業 小川町長 宛て

給 水 場 所 小川町

住 所 \_\_\_\_\_

給水申込者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

この度、給水装置を設置するにあたり、小川町水道事業給水条例の規定を遵守し、適切な維持管理を行うとともに、次の事項について誓約します。

- 1 給水装置の管理上の責任分界点は、【官民境界・ \_\_\_\_\_】とする。
- 2 【責任分界点・第1止水栓（親止水栓）・ \_\_\_\_\_】より2次側の給水装置から漏水等が発生した場合は、当方の責任において速やかに修繕します。
- 3 本誓約内容は、給水装置の使用者に周知するとともに、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって継承します。

## 受水槽設置拒否誓約書

令和 年 月 日

小川町水道事業 小川町長 宛て

給 水 場 所 小川町

住 所 \_\_\_\_\_

給水申込者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

この度、給水装置を設置するにあたり、小川町水道事業から「使用形態等を考慮したところ、受水槽の設置が必要である。」との指導がありましたが、当方の理由で直結による給水をお願いいたします。

よって今後、災害・その他正当な理由（配水管事故、水道施設の工事等）によって、一時的な断水、水圧低下、水量不足等が発生した場合でも、将来に渡り異議の申し立てを町に対し一切しないことを誓約します。

なお、本誓約内容は、給水装置の使用者に周知するとともに、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって継承することを併せて誓約します。

## 口径拡大拒否誓約書

令和 年 月 日

小川町水道事業 小川町長 宛て

給水場所 小川町

住 所 \_\_\_\_\_

給水申込者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

この度、給水装置を設置するにあたり、小川町水道事業から「水栓数と同時使用率を考慮した場合、口径\_\_\_\_\_ミリメートル以上の配管が必要である。」との指導がありましたが、当方の理由で口径\_\_\_\_\_ミリメートルの配管にいたします。

よって今後、水圧低下、水量不足等が発生した場合でも、将来に渡り異議の申し立てを町に対し一切しないことを誓約します。

なお、本誓約内容は、給水装置の使用者に周知するとともに、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって継承することを併せて誓約します。

## 水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書

令和 年 月 日

小川町水道事業 小川町長 宛て

給 水 場 所 小川町

住 所 \_\_\_\_\_

給水申込者

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、災害・その他正当な理由（配水管事故、水道施設の工事等）によって、一時的な断水、水圧低下、水量不足等が発生し、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、将来に渡り異議の申し立てを町に対し一切しないことを誓約します。

なお、本誓約内容は、給水装置の使用者に周知するとともに、所有者等に変更が生じた場合は、責任をもって継承することを併せて誓約します。